

地域で行われる取り組みを支援します

三好市の 集落支援包括事業



市内には、人口減少と高齢化の進行により、地域におけるコミュニティ機能の維持が困難な自治会や集落が増加しつつあります。三好市では、これらの課題を克服し、住みよい集落環境づくりに向けて、それぞれの地域で行われる取り組みを支援するため「三好市集落支援包括事業」を実施しています。

【お問い合わせ先】

三好市役所地方創生推進課（電話 72-7607）または担当課

補助事業名	補助対象経費	補助対象事業者	補助率など	お問い合わせ先 (担当課)	
①生活支援事業	食料品や日用品などを提供する ために行う事業	市内の買い物が困難な地域において、日常生活物資の移動販売や配達を行う事業の運営費	自動車などで移動販売・配達事業を行う方で、地域の見守り活動を行える方	定額 (車両総重量ごとに異なる)	地方創生推進課 ☎ 72-7607
		市内の買い物が困難な地域において、日常生活物資の移動販売を行う事業者または新たに移動販売を行おうとする事業者の移動販売車両の購入にかかる経費	市内の移動販売事業者で、移動販売および地域の見守り活動を5年以上継続して行える方	車両本体価格の1/3 (上限100万円)	
	生活水の確保	シルバー人材センターに依頼し、水源地の清掃、確認作業および簡易な修繕に要した経費 (材料費は除く)	市の給水区域外の個人および団体	1/2 (1回につき5,000円、1世帯につき年間4回まで)	水道課 ☎ 72-7626
	有害鳥獣対策	【侵入防護柵整備事業】 農作物などを防護するための侵入防護柵などの設置および修繕に要する経費	自治会など	4/10以内	農業振興課 ☎ 72-7617
道路などの維持管理に関する事業	【小規模道路(私道)整備事業】 公道から住家までの私道などの開設・改良・舗装に要する経費	個人	施工延長200m以内とし、補助額は別に定める(工種により異なる)	工務課 ☎ 72-7623	
		自治会、各種団体など	【道路の維持管理事業】 市内の市道・農林道において実施する道路除草作業に要する経費	1mあたり10円 (同一路線は年2回まで)	管理課 ☎ 72-7681
②集落維持活性化 推進事業	自治会などが設置・管理する集会所などの修繕・新築	修繕に要する経費 (付帯設備の修繕や軽微な工事などは除く)	集会施設を管理する自治会など	2/3以内 (上限200万円)	管財課 ☎ 72-7635
		新築に要する経費	集会施設を管理する自治会など	1/2以内 (上限500万円)	

※ 有害鳥獣対策の侵入防護柵整備事業は、1戸からでも補助の対象となりますが、各個人で補助申請を行うのではなく、自治会(集落)単位で申請を行ってください。

※ 各補助事業の内容について、詳しくは担当課および支所窓口を設置しているパンフレットをご覧ください。

三好市新庁舎整備基本計画の
答申が行われました

三好市役所では、新しく整備する本庁舎の概要を定める「三好市新庁舎整備基本計画」を策定するにあたり、



学識者、各種団体代表者、公募委員らで組織された諮問機関「三好市本庁舎整備検討委員会(北後明彦委員長)」を設置し、計画原案の検討を進めてきました。

委員会では、平成27年10月から4回の審議を重ね、4月4日、北後委員長から答申書が黒川市長に手渡されました。

4月25日には市議会への説明が終わり、今後市民の皆さまに基本計画(案)をお示しし、ご意見をいただくパブリックコメントを行う予定です。ぜひ、率直なご意見をお寄せください。

【お問い合わせ先】

三好市役所管財課

電話 72-7635

たくさんの方からご寄附をいただいています

ふるさと応援基金 ふるさと納税



平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に、51名様より11,543,000円のご寄附をいただきました。平成18年度の基金設置以来、ご寄附いただきました累計額は105,761,460円となりました。本当にありがとうございます。心よりお礼申し上げます。

平成27年度において応援基金のうち7,945,002円を以下の事業で活用させていただきました。

□ 人材育成のために

姉妹都市交流事業、蔦文也杯選抜野球大会

□ その他

小中学校 AED 購入、三好市民文化祭、災害時炊き出しステーションおよび災害用備品購入

ご寄附いただいた皆さま (順不同)

大倉 茂明 様 (奈良県)	栗本 昇 様 (大阪府)
大西 文雄 様 (大阪府)	奥 光明 様 (大阪府)
郷司 英治 様 (奈良県)	西岡 秀昌 様 (東京都)
一宮 寿行 様 (京都府)	川崎 由江 様 (大阪府)
楠目 幸利 様 (兵庫県)	山下 君子 様 (徳島県)
西岡比呂文様 (群馬県)	女鹿 仁 様 (大阪府)
浅野 貴嗣 様 (愛知県)	山下 弥生 様 (愛媛県)
石塚 忠範 様 (大阪府)	村瀬 隆信 様 (東京都)
宮内 宏和 様 (高知県)	岡本マヌエ様 (愛媛県)
村山 尚子 様 (京都府)	堀 三芳 様 (大阪府・旧姓:池北)
川崎 康寛 様 (大阪府)	
塩島 敏彦 様 (山梨県)	松本 保典 様
塩島 文子 様 (山梨県)	高木 清 様

上記の方以外に、匿名26名様よりご寄附いただきました。

【お問い合わせ先】

三好市役所地方創生推進課 (電話 72-7607)

空き家を所有されている方へ

空き家バンクに 物件を登録しませんか



市では、空き家の有効活用を通して、移住定住を促進し、地域の活性化を図るため、「空き家バンク」制度を実施しています。

「空き家バンク」とは、市内の空き家の賃貸、売却を希望する所有者の方から寄せられた情報を市ホームページなどで公開し、市内に移住を希望する方へ情報提供する仕組みです。

空き家の活用・改修に補助します

空き家バンクに登録された空き家の有効活用に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

□ 改修補助金

対象者▼所有者など

対象経費▼空き家の売買または賃貸借契約を締結した物件の改修に要する経費(改修費20万円以上)

金額▼補助率2分の1以内(限度額100万円)

□ 移住奨励金

対象者▼移住者など

対象経費▼登録された空き家に移住する奨励金

金額▼1世帯当たり四国内からの移住10万円
四国外からの移住20万円

申請方法など、詳しくは地方創生推進課へお問い合わせください。

【お申し込み・お問い合わせ先】

三好市役所地方創生推進課 (電話 72-7607)

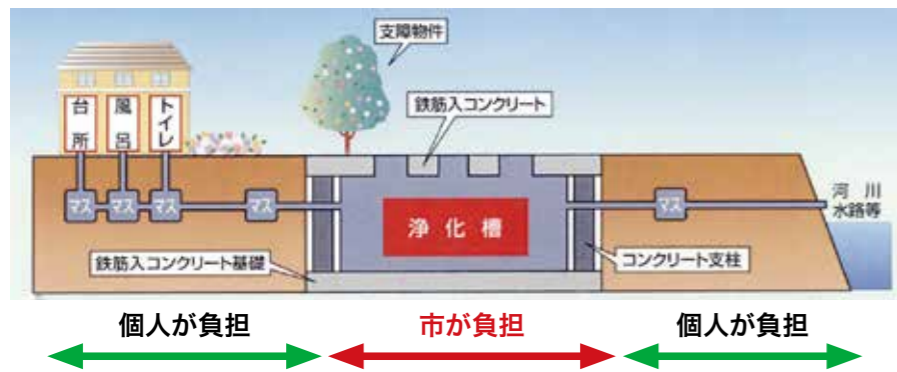
ご活用ください
補助制度

合併浄化槽の設置を推進します

単独処理浄化槽・汲取り槽からの転換補助制度



合併浄化槽設置の負担区分



合併浄化槽の設置
日常生活でなげなく流している生活排水が、川や海の水質汚濁の大きな原因と言われています。
三好市では、平成27度からPFI方式（注1）により浄化槽市町村整備推進事業を実施し、市内全域における浄化槽整備に取り

合併浄化槽の設置

り組み、一般住宅、事業所を問わず生活排水の適正な処理を進めています。
浄化槽設置の負担金、使用料補助金制度については別表のとおりです。
浄化槽設置については、PFI事業者である（株）三好浄化槽ネットワークまたは三好市役所環境課までお問い合わせください。

（注1）PFI方式とは：
民間の資金、経営能力、技術力を活用して、行政に代わって

別表1 工事分担金・月額使用料（税込み）

人槽区分	工事分担金	月額使用料
5人槽	102,000円	3,780円
7人槽	113,400円	4,320円
10人槽	138,000円	5,080円
11人槽以上	お問い合わせください	

※ 工事分担金は浄化槽設置工事時の1回のみです。
※ 月額使用料は、PFI方式のため（株）三好浄化槽ネットワークが集金業務、口座振替などの手続きを市に代わって行います。

別表2 転換補助金制度

区分	5人槽	6～7人槽	8～10人槽
単独処理浄化槽	60,000円	70,000円	80,000円
汲取り槽	大きさに関係なく 32,000円		

フリーダイヤル
0120・878・844
三好市役所環境課
電話 72・3436

【お問い合わせ先】

より効率的に、より早く事業の推進を行う方式。三好市では、（株）三好浄化槽ネットワークと浄化槽の設置、維持管理、使用料徴収業務の事業契約を締結しています。

【提出・お問い合わせ先】
・三好市福祉事務所子育て支援課
（☎ 72・7648）
・各支所

▽健康保険被保険者証の写しなど
▽前住所地の市区町村長が発行する児童手当所得証明書もしくは、所得課税証明（平成28年1月1日に三好市管内に住民票のなかった方）
▽その他、必要に応じて提出する書類があります。

【添付書類】

【現況届受付期間】
6月1日（水）～30日（木）
（土日を除く）

この届は、毎年6月1日における状況を記載し、児童手当を引き続き受ける要件があるかどうかを確認するためのものです。
この届の提出がないと、6月以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。
平成28年5月31日付で現況届を発送します。添付書類を添えて、期限内に提出してください。
お手元に現況届が届いていない場合は、ご連絡ください。

ご活用ください
補助制度

空き店舗などの改修経費や賃借料を支援します

空き店舗等再生支援事業補助制度



賑わいの創出や地域経済の活性化を図るため、市内の空き店舗などを活用して事業活動を行う方に対し、空き店舗などの改修に要する経費や賃借料の一部を支援します。

助成内容

□ 空き店舗などの改修経費

事業に供する空き店舗などの改修および設備に係る経費。
ただし、市内に住所または事業所を有する業者が施工した経費に限る。なお、備品類の購入費および居住部分に係る改修工事は除く。

【補助金額】

補助対象経費の2分の1以内
150万円を上限とする。

□ 空き店舗などの賃借料

空き店舗などの賃借料
ただし、住宅部分に係る賃借料および敷金、礼金、共益費などは除く。

【補助金額】

補助対象経費の2分の1以内の

額とし、交付期間は1年以内、年間30万円を限度とする。
住宅部分に係る賃借料は除く。

対象者

空き店舗などを自ら借り上げて事業を営もうとする方で、主な要件は次のとおりです。
① 市税に滞納がないこと。
② 空き店舗などの所有者と同一世帯に属し、または生計を同一にする方でないこと。
③ 空き店舗などの所有者または親族（3親等以内の血族、配偶者および2親等以内の姻族）でないこと。
④ 事業計画書および資金計画書作成について、阿波池田商工会議所または三好市商工会の経営指導を受けて作成していること。
⑤ 新規創業者（第二創業含む）である場合には、三好市創業支援事業計画に掲げる「創業セミナー」または同等の研修を受講していること。
⑥ 市内で営業している店舗から空き店舗などへ移転したことにより、移転前の店舗を空き店舗としないこと。

対象事業

① 風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律に規定する風俗営業に該当しないこと。
② 事業活動に必要な許認可等（資格を含む）を有しまたはその取得が確実であること。

申込方法

ホームページから交付申請書をダウンロードの上、添付書類とともに商工政策課へ提出してください。
その他詳しい内容については、お問い合わせください。



【お問い合わせ先】

三好市役所 商工政策課
☎ 72・7645
Eメール：shoukouseisaku@city.tokushima-miyoshi.lg.jp

ご活用ください
補助制度

児童手当制度のご案内



【支給対象】

児童手当は、15歳到達後最初の3月31日までの間にある児童（中学校修了前の児童）を養育している方に支給されます。

【支給月額】

・3歳未満
一律 1万5千円
・3歳以上小学校修了まで
第1子・第2子 1万円
第3子以降 1万5千円
・中学校修了前
一律 1万円
・所得制限限度額以上
年齢にかかわらず
児童1人につき 5千円

【支払時期】

児童手当は、原則として、毎年2月、6月、10月に、それぞれの前月分までが支給されます。

【児童手当現況届】

児童手当を受けている方は、